

令和6年2月

家賃補助対象住宅 入居者募集のご案内

募集住戸

子育て世帯向け※1
(民間賃貸住宅)

グランシャリオピユタ 1戸
パルム21 1戸
大和田町1丁目19番24号 1戸

高齢者・障害者・
子育て世帯向け※2
(JKK住宅※3)

横川町住宅 5戸
松が谷住宅 2戸

※1 民間賃貸住宅には子育て世帯のみしか申込みできません。詳しくは11～12ページをご覧ください。

※2 高齢者・障害者については、単身者でも申込みできます。詳しくは13～14ページをご覧ください。

※3 JKK住宅とは、東京都住宅供給公社（JKK東京）が所有・管理する一般賃貸住宅です。

申込書配布期間

令和6年(2024年)2月15日(木)

～ 令和6年(2024年)3月15日(金)

申込期限

令和6年(2024年)3月15日(金)

※申込みは郵送で上記期限までに日本郵便㈱八王子郵便局に届いたものに限り受け付けます。

申込み方法

- 1 申込書に必要事項を記入してください。
- 2 申込書の2か所に63円切手を貼ってください。
※切手の料金不足については、抽せん番号等の通知をしません。
- 3 申込書は所定の封筒に入れ、84円切手を貼り郵送してください。
※切手の料金不足については、受付をしません。

- 入居するには一定の資格が必要です。資格のない方は入居できません。
- 当せんされた方を対象に書類審査を行います。

【問い合わせ先】 八王子市まちなみ整備部住宅政策課
電話 042-620-7385 FAX 042-626-3616

●目次

●家賃補助対象住宅とは	1
●入居者を募集する住宅	2～8
●申込みから入居まで	9
●申込みにあたっての注意点	10
●入居者の要件	11～17
●家賃債務保証料補助制度	18
●所得の算出方法	19～23
●優遇抽せん制度	24
●資格審査時の必要書類について	25～26
●申込書の記入例	27
《関連情報》	
●住まい探しにお困りの方へ	28～29
●生活に困窮している方へ	29
●ひとり親家庭支援情報メールマガジン 「はち☆エール」	30

民間賃貸住宅：11～12
JKK住宅（単身者）：13～14
JKK住宅（2人以上）：15～16

申込みにあたっては、1～5の順にしたがって、それぞれの内容をよくお読みください。

1 応募する住宅を確認してください。



入居者を募集する住宅 2～8ページ

2 申込みにあたっての注意点を確認してください。



申込みにあたっての注意点 10ページ

3 入居者の要件を確認してください。



入居者の要件 他 11～17ページ

4 世帯の所得が基準内であるか確認してください。



所得の算出方法 19～23ページ

5 申込書を作成してください。

申込書の記入例 27ページ

●家賃補助対象住宅とは

家賃補助対象住宅は、賃貸人が市から補助金の交付を受けて、住宅に困窮する低額所得者へ市営住宅並の家賃で賃貸する住宅です。入居者の決定方法と、入居者が負担する家賃の額は、市営住宅と同等（一部除く）です。賃貸人への補助の期間は10年間で、入居者が市営住宅並の家賃で入居できる期間も10年間で限度となります。

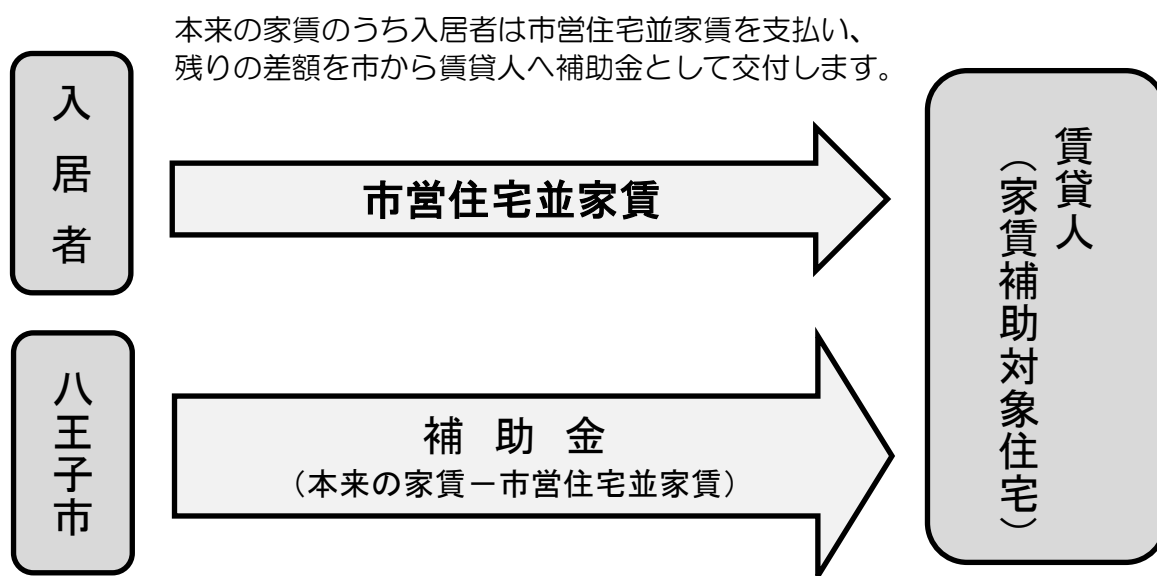
市営住宅と家賃補助対象住宅の比較

	市営住宅	家賃補助対象住宅
毎月支払う費用	家賃、共益費	家賃（市営住宅並）、管理費等
契約当事者	入居者と市	入居者と賃貸人
家賃の支払時期及び支払先	当月末日までに市へ	契約書に記載の期限（通常前月末日）までに賃貸人へ
入居時に支払う費用	保証金	敷金、鍵交換費等 （敷金等が不要な住宅もあります。）
所得が基準を超過した場合	明渡しの努力義務が生じ、家賃が割増しになります。	補助が打ち切りになり、本来の家賃を負担していただきます。
連帯保証人等の設定	不要 ただし、緊急連絡先の登録が必要です。	連帯保証人または家賃債務保証会社による保証が必要です。 ※入居時の家賃債務保証料の補助あり（15ページ参照）

※礼金、仲介手数料はかかりません。

※町会・自治会費の支払いがある場合があります。

家賃負担のイメージ



●入居者を募集する住宅

○住宅一覧

【民間賃貸住宅】子育て世帯のみ

申込 住戸 番号	居住面積	住宅名 (住所) 主な交通機関	募集 戸数	間取り	ILハ ター	募集 階	令和4年度 市営住宅並 家賃 (円)	建設 年度	備考	
		家賃以外にかかる費用等						お問い合わせ先		
1	53㎡	グランシャリオラピュタ (元八王子町一丁目437-1) JR中央線「西八王子」から西東京バス 「元八王子一丁目」下車徒歩1分	1	3LDK	×	3	22,700 ~33,800	平成 4	駐車場	○
		エアコン							○	
									温水洗浄便座	○
									ペット	○
敷金125,400円(2か月分)、管理費2,000円、共益費なし、 保険料20,000円						(有) キーストーン 042-637-0882				
【希望がある場合】 鍵交換費用(自費)、ペット有時62,700円(入居時返却なし)										
2	36㎡	パルム21 (東浅川町979番地6) JR中央線「高尾駅」から徒歩8分	1	1LDK	×	1	14,600 ~21,800	昭和 61	駐車場	○
		エアコン							○	
									温水洗浄便座	○
									ペット	○
敷金なし、管理費なし、鍵交換費用5,000円、保険料あり ※退去時に原状回復費が必要です。						TechProperty (テックプロパティ) 090-3575-0254				
【希望がある場合】 駐車場代8,000円/月										
3	60㎡	大和田町一丁目19番24号 (大和田町一丁目19番24号) 京王線「京王八王子」から京王バス 「石川入口」下車徒歩8分	1	2LDK	×	2	23,000 ~34,300	平成 9	駐車場	×
		エアコン							○	
									温水洗浄便座	○
									ペット	×
敷金63,000円、管理費2,000円、共益費なし、保険料あり						八王子市住宅政策課 042-620-7385				
【希望がある場合】 鍵交換費用20,000円、クリーニング・消毒費用50,000円										

【その他】

各住戸の詳細については、賃貸人へお問い合わせください。

※聴覚に障害のある方で、募集住戸についてのご質問のある場合は、お名前・連絡先を明記のうえ、八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課へFAXでご連絡ください。

FAX 042-626-3616

●入居者を募集する住宅

○住宅一覧

【JKK住宅】高齢者、障害者、子育て世帯

申込 住戸 番号	居住面積	住宅名 (住所) 主な交通機関	募集 戸数	間取り	ILハ ター	募集 階	令和4年度 市営住宅並 家賃 (円)	建設 年度	備考	
		家賃以外にかかる費用等						お問い合わせ先		
4	48㎡	横川町住宅 (横川町108番地18号ほか) JR中央線「西八王子」から西東京バス 「住宅中央」下車徒歩1分～5分ほか	3	2DK	×	5	17,000 ～25,400	昭和 55	駐車場	○
		エアコン							×	
		敷金102,600円(本来家賃2月分*)、共益費2,900円 鍵交換費用、保険料、クリーニング・消毒費用なし ※JKK指定の保証会社の利用により、JKKによる月収審査及び敷金の 支払が免除されます。 ※退去時に原状回復が必要です。 【希望がある場合】 駐車場7,900円						JKK東京 公社住宅募集センター 03-3498-9068		
5	56㎡	横川町住宅 (横川町108番地1号) JR中央線「西八王子」から西東京バス 「住宅中央」下車徒歩2分ほか	2	3DK	×	5	19,800 ～29,500	昭和 55	駐車場	○
		エアコン							×	
		敷金116,000円(本来家賃2月分*)、共益費2,900円 鍵交換費用、保険料、クリーニング・消毒費用なし ※JKK指定の保証会社の利用により、JKKによる月収審査及び敷金の 支払が免除されます。 ※退去時に原状回復が必要です。 【希望がある場合】 駐車場7,900円						JKK東京 公社住宅募集センター 03-3498-9068		
6	51～ 52㎡	松が谷住宅 (松が谷49番地5号ほか) 多摩都市モノレール「松が谷」から徒歩1 3分～16分ほか	2	3DK	×	4	17,100 ～26,200	昭和 51	駐車場	○
		エアコン							×	
		敷金111,200～111,600円(本来家賃2月分*)、共益費2,400円 鍵交換費用、保険料、クリーニング・消毒費用なし ※JKK指定の保証会社の利用により、JKKによる月収審査及び敷金の 支払が免除されます。 ※退去時に原状回復が必要です。 【希望がある場合】 駐車場7,500円						JKK東京 公社住宅募集センター 03-3498-9068		

【その他】

各住戸の詳細については、賃貸人へお問い合わせください。

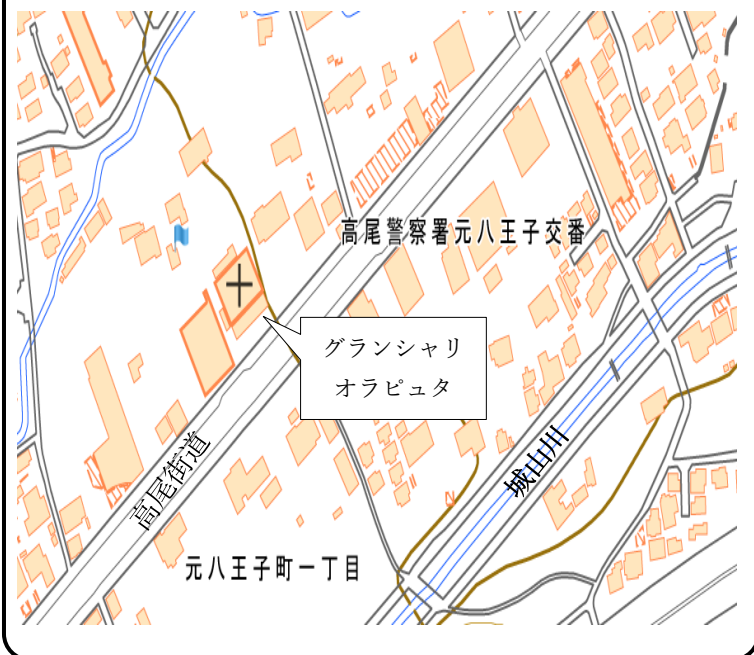
※聴覚に障害のある方で、募集住戸についてのご質問のある場合は、お名前・連絡先を明記のうえ、八王子市役所まちなみ整備部住宅政策課へFAXでご連絡ください。

FAX 042-626-3616

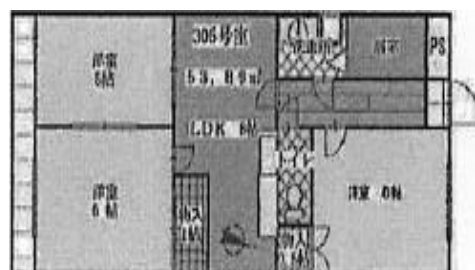
○民間賃貸住宅 申込住戸番号1 グランシャリオラピュタの詳細

【案内図】

住所：元八王子町一丁目437-1



【間取り】



「出典：国土地理院ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp/>)」
・地理院地図を加工して作成

【写真】



台 所



部 屋



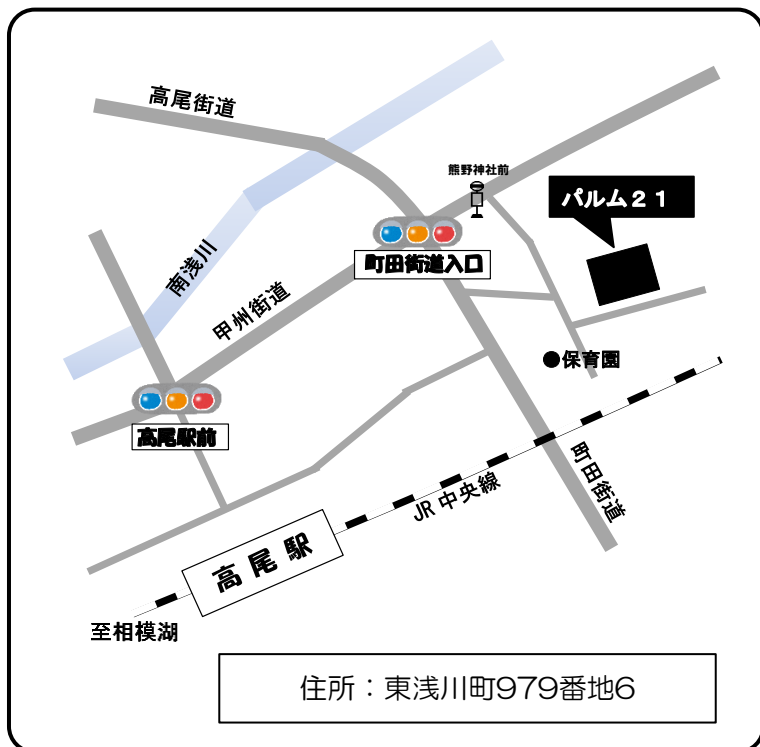
ト イ レ



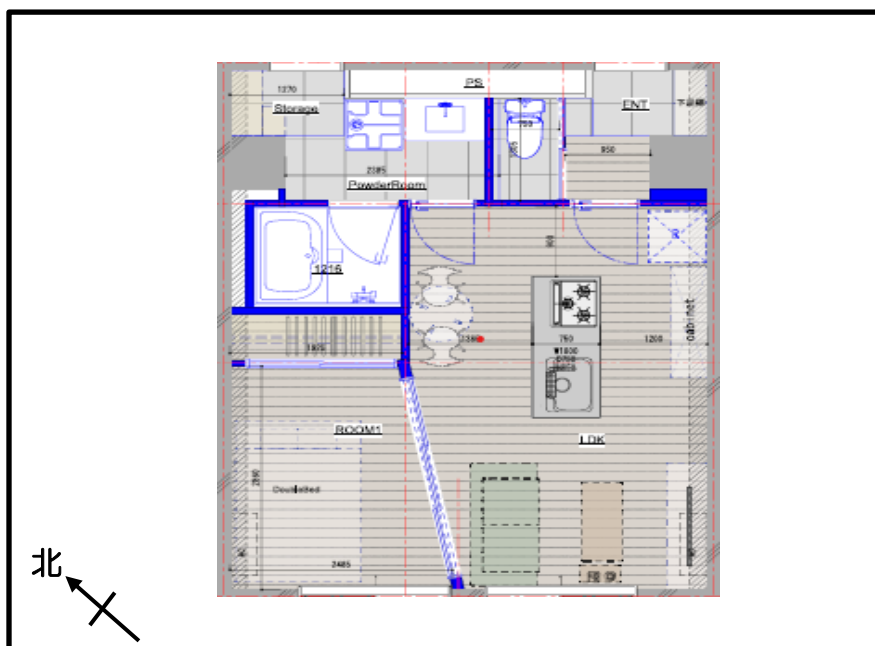
浴 室

○民間賃貸住宅 申込住戸番号2 パルム21の詳細

【案内図】



【間取り】 ※改修工事のため変更となる場合がございます。

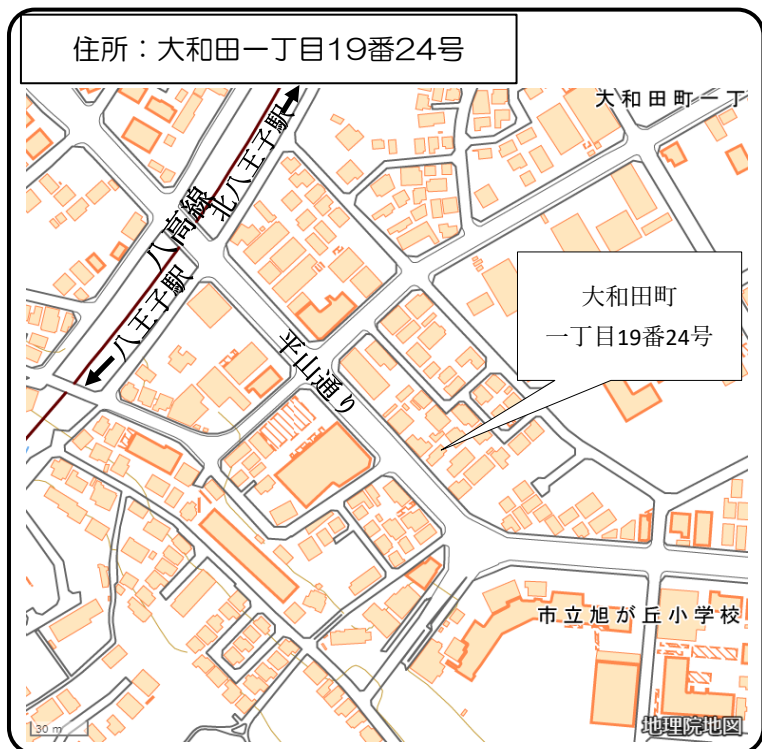


【写真】

※改修工事のため、部屋の写真はありません。

○民間賃貸住宅 申込住戸番号3 大和田町一丁目19番24号の詳細

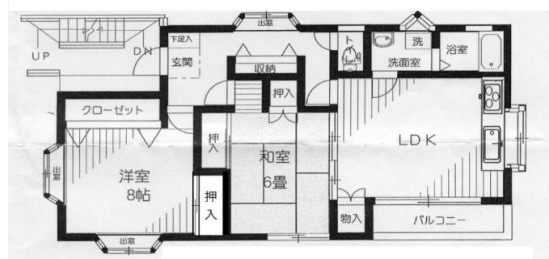
【案内図】



「出典：国土地理院ウェブサイト(<https://maps.gsi.go.jp/>)」
・地理院地図を加工して作成



【間取り】



【写真】



台 所



部 屋



ト イ レ



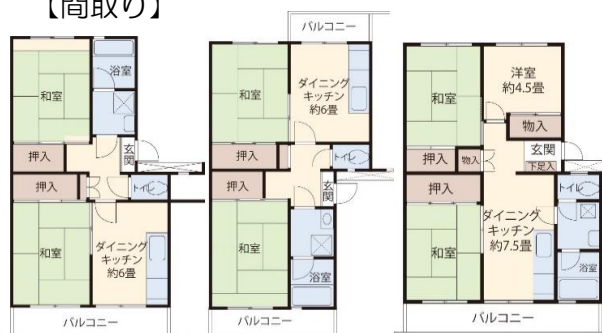
浴 室

○JKK住宅 申込み住戸番号4・5 横川町住宅の詳細

【案内図】



【間取り】



2DK

3DK

※部屋により間取りが異なることがあります。

- 敷地内に学童クラブ、保育園、幼稚園、店舗等があります。
- コインパーキングがあります。
- 駐車場シェアリング（予約制駐車場）区画があります。

申 込 番 号 4 ・ 5



部 屋 (申込番号4)



台 所 (申込番号5)



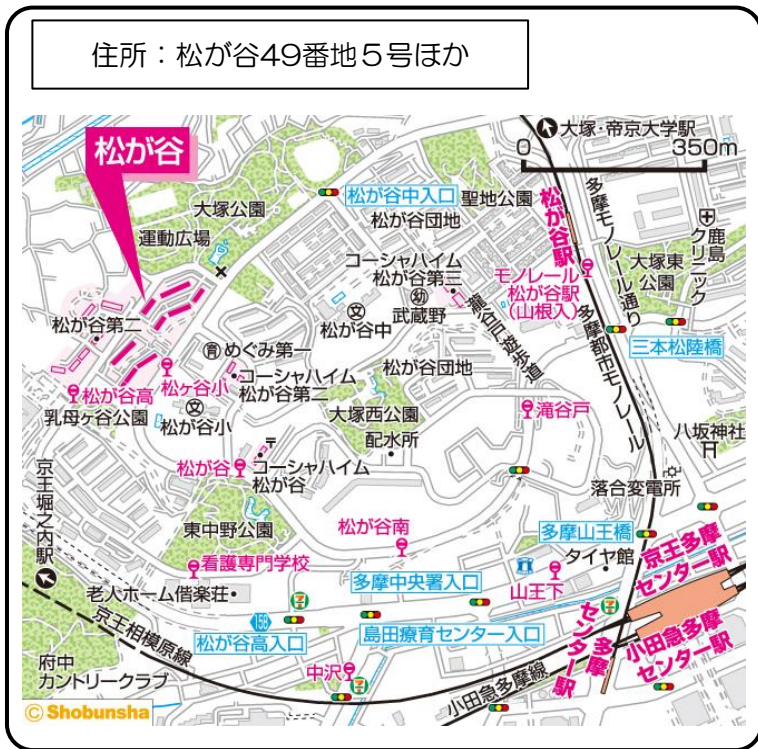
浴 室 (申込番号4)



ト イ レ (申込番号5)

○JKK住宅 申込み住戸番号6 松が谷住宅の詳細

【案内図】



【間取り】



※部屋により間取りが異なることがあります。

- 横田基地を使用する航空機による騒音が予想されます。
- 給湯は2箇所です。
- コインパーキングがあります。
- カーシェアリングを設置しています。
- 駐車場シェアリング（予約制駐車場）区画があります。
- 土砂災害防止法に基づき、敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されています。



部 屋



台 所



浴 室



ト イ レ

●申込みから入居まで

申込み	令和6年3月15日（金）までに日本郵便(株)八王子郵便局に届いたものに限り受け付けます。
-----	--



抽せん番号のお知らせ	令和6年3月21（木）頃発送予定です。
------------	---------------------



公開抽せん	令和6年3月27日（水）午前10時から 場所：501会議室（市役所本庁舎5階） ○抽せん会への出欠は当落に一切影響ありません。 ○ご不明な点は、住宅政策課（電話：620-7385 FAX：626-3616）までお問い合わせください。
-------	---



抽せん結果のお知らせ	令和6年3月29日（金）頃発送する予定です。 ※抽せん結果についての電話によるお問い合わせはお断りいたします。 ※抽せん結果は、令和6年4月3日（水）まで市役所5階住宅政策課に掲示予定です。また、市ホームページにも掲載致します。
------------	--



当せん
資格審査対象者となります。 資格審査に合格した場合に入居することができます。 審査に必要な書類等の通知は令和6年3月29日（金）から順次発送します。



補欠者・落せん
【補欠者】 資格審査対象者が失格・辞退となった場合に、繰り上げて資格審査対象者となります。 【落せん】 次の募集にお申込みください。



資格審査	民間賃貸住宅	市役所へ書類を持参していただき、資格審査を行います。審査に必要な書類が揃いましたら、住宅政策課へ持参する日時の予約を行ってください。期限は令和6年4月30日（火）です。※資格審査に連絡なく欠席した場合は、失格となります。 電話 042-620-7385 FAX 042-626-3616
	JKK住宅	東京都住宅供給公社へ書類を提出していただき、資格審査を行います。期限は令和6年4月30日（火）です。 電話 03-3498-9068（JKK東京 公社住宅募集センター）

※提出された書類は、一切お返ししません。



合格 (決定通知書送付)



失格・辞退
提出すべき書類が特段の理由なく令和6年4月30日（火）までに提出されていない方または連絡が取れなくなった方は、失格とし、権利は補欠者に移ります。



入居手続き	決定通知書が送付されてから30日以内に賃貸人と契約を行ってください。
-------	------------------------------------



入居	契約内容に従い、入居してください。
----	-------------------

● 申込みにあたっての注意点

申込みの無効と失格

次のような申込みは無効・失格となります。

- 1 一世帯で2通以上または婚約者同士で各々1通ずつの重複申込み。
(同居親族欄に記入しているものを含む。)
- 2 申込書に虚偽の記入や記入もれ、または記入内容が明確でない申込み。
- 3 資格に該当しない住戸への申込み。
- 4 申込期限後の申込み。
- 5 特段の理由なく令和6年4月30日(火)までに資格審査に必要な書類を提出しなかった場合。

再申込みと取消し

1 再申込み

申込書を投かん後、記入もれや間違いなどに気づいて記入内容を変更する場合は、必ず郵送で申込期間内(必着)に申込書を再度記入していただき、余白の部分に「再申込み」と赤字で記入し、再度投かんしてください。「再申込み」の申込書を有効とし、以前のものは無効とします。なお、「再申込み」の記入がないものは重複申込みとして取り扱います。

2 取消し

申込書を誤って2通以上出した場合は、印鑑を持参のうえ、令和6年3月15日(金)までに市役所5階まちなみ整備部住宅政策課までお越しくください。

ご注意

- 1 他の公営住宅募集で、すでに合格・登録されている方は、申込みできません。
- 2 申込期限後の申込区分、申込者、同居親族の変更は原則としてできません。
- 3 申込住戸に複数戸募集がある場合は住宅の階層・間取りなどを指定することはできません。

こんなときは・・・

1 「申込み後、住所が変わった！」

最寄の郵便局に転居届を出して、抽せん番号と抽せん結果のはがき(返信はがき)を受取るようにしてください。

2 「資格審査対象者となった後に住所が変わった！」

はがきに(1)募集時期(2)申込住戸番号(3)抽せん番号(4)旧住所(5)新住所・電話番号(6)申込者名を記入して、〒192-8501八王子市元本郷町3-24-1 まちなみ整備部住宅政策課までお送りください。

3 「抽せん番号の通知が送られてこない！」

切手の貼り忘れ、料金不足、宛先不明などがある場合、通知書は発送できませんが、申込内容に不備がなければ抽せんはいたしますので、住宅政策課窓口でご確認ください。

4 「抽せん結果が送られてこない！」

申込住戸番号を確認のうえ、下記へお問い合わせください。

まちなみ整備部住宅政策課 電話042-620-7385

FAX042-626-3616

また、抽せん結果は市役所5階住宅政策課と市ホームページに掲示・掲載予定です。

●民間賃貸住宅入居者の要件（子育て世帯）

申込日現在、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が八王子市内に3か月以上居住していること

- (1) 申込者本人が八王子市内に3か月以上（令和5年12月16日以前から）居住する成年者で、そのことが住民票で証明できること。
- (2) 外国人については（1）のほかに、日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上（令和5年3月16日以前から）在留している方で、このことを住民票またはその他の書類等で証明ができること。

2 子育て世帯であること

平成17年4月2日以降に生まれた者がいる世帯であること。

※申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。（外国人については、申込時点で在留資格があり、住民票またはその他の書類等で確認できること。）

また、その他の同居親族がいる場合は次の項目に注意すること。

(1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

ア 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること。）

イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

ウ 独立して生計を営む2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。
ただし、入居しようとする世帯が14ページの高齢者世帯及び心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とする。

(2) (1)のほか、次の方は申込みができます。

ア 内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

イ パートナーシップ関係の相手方がいる方の場合、指定のパートナーシップ受理証明書等で確認でき、戸籍上の配偶者がいないこと。

(3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

ア 夫婦が別居する申込み。

イ 結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。

※ 申込み後は、申込者・同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く。）

※ 離婚予定の方は、資格審査時に離婚の成立が確認できること。

※ 出産する予定の方（世帯）は、出生する予定の子も家族数に含みます。

3 住宅に関わる支援給付を受給していない者であること

生活保護法に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する住宅支援給付を受給していない者であること。

※生活困窮者住居確保給付金については、資格審査時の状況で判断します。

4 世帯の所得が定められた基準内であること

申込世帯の所得の合計が、19ページの所得基準表の家族数に応じた所得金額の範囲内であること。

⇒19～23ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

5 住宅に困っていること

原則として、住宅または土地の所有者（共有持分のある方も含む）、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅）の入居者は申込みできません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申込みできます。

(1) 住宅または土地の所有者（入居しようとする親族に所有者がいる場合も含む。）

ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、家賃補助対象住宅に入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。
⇒資格審査の時に取りこわしの契約書等で確認します。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により所有者でなくなる場合。
⇒資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

(2) UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・公営住宅（都営住宅・市営住宅）の入居者は次の区分に該当する場合に限り、申込みことができます。

※ 市営住宅の木造住宅に入居されている方は下記の区分に該当しない場合でも申込みことができます。

住宅	区分	資格要件
UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅	家賃が高い	家賃（共益費を除く。）の負担が年間総収入額を月額に換算した場合の20%以上。
	ひとり親世帯	申込者本人に配偶者（内縁及び婚約者、パートナーを含む。）がなく、同居親族が20歳未満の子だけであること。
	高齢者世帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。
		ア 配偶者（内縁及び婚約者、パートナーを含む。）
		イ おおむね60歳以上の者（申込期間内に57歳以上の者）
		ウ 18歳未満の者
		エ 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
	オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）	
	カ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された者を含む。）	
	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること。
ア 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者		
イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）		
ウ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された者を含む。）		
エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の者		
多子世帯	申込者に18歳未満の者が3人以上いて、その全員が家賃補助対象住宅に入居できること。	
生活保護受給世帯	申込日現在、生活保護又は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援を受けている世帯であること。	
公営住宅	住宅が狭い	お住まいの住宅の住戸専用面積が下表の入居資格基準表にあてはまること。
	通勤時間が長い	通勤時間が片道90分（身体障害者手帳の交付を受けている方は60分）以上かかる場合で、家賃補助対象住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。
居室内の段差が日常生活に著しい支障をきたす	歩行障害が著しい高齢者及び障害者の方で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介護者等を必要とする場合 ※申込みできる住宅は、エレベーターのあるバリアフリー仕様住宅のみです。	

※ 表中の18歳未満の者とは、平成18年2月17日以降生まれの者

※ 表中の20歳未満の者とは、平成16年2月17日以降生まれの者

※ 表中の57歳以上の者とは、昭和42年3月16日以前生まれの者

※ 表中の60歳以上の者とは、昭和39年3月16日以前生まれの者

入居資格基準表（住戸専用面積には、バルコニーは含みません。）

一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	67㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

6 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会する場合があります。

● JKK住宅入居者の要件（単身者）

申込日現在、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 単身者で八王子市内に3年以上居住していること

- (1) 単身者（原則として申込時に同居している親族、配偶者がいない方）で、
（令和3年3月16日以前から）八王子市内に引続き3年以上（ただし、引揚者は3年以下でも可）居住している成年者で、そのことが住民票で証明できること。
- (2) 外国人については（1）のほかに、日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に3年以上（令和3年3月16日以前から）在留している方で、このことを住民票またはその他の書類等で証明できること。

2 下記の（1）か（2）のいずれかに該当すること

- (1) 高齢者
60歳以上の者（昭和39年3月16日以前生まれの者）
- (2) 障害者
- ア 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
- イ 精神障害者保健福祉手帳1級～3級の交付を受けている者
- ウ 知的障害でイの精神障害の程度に相当する程度
（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）の者
- ※手帳の交付を受けてない方は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。
- エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の1款病以上の者

【注意事項】

※ 夫婦が別居する申込みはできません。

3 住宅に関わる支援給付を受給していない者であること

生活保護法に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する住宅支援給付を受給していない者であること。
※生活困窮者住居確保給付金については、資格審査時の状況で判断します。

4 所得が所得基準内であること

申込者の年間所得が19ページの所得基準表の範囲内であること。

⇒19～23ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

5 住宅に困っていること

原則として、住宅または土地の所有者（共有持分のある方も含む）は申込みできません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申込むことができます。

- ア 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、市営住宅入居後2か月以内に取りこわしを証明する登記簿謄本を提出できる場合。
⇒資格審査の時に取りこわしの契約書等で確認します。
- イ 差押、正当な事由による立退要求等により所有者でなくなる場合。
⇒資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

※ 現在、親族と同居している方は、次のいずれかに該当する場合に限り、申込むことができます。

- ア 居住している住宅が狭い。（お住まいの住宅の住戸専用面積が次の表にあてはまること。）

入居資格基準表（住戸専用面積には、バルコニーは含みません。）

一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）	一緒に住んでいる人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満
3人	40㎡未満	6人	67㎡未満
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満

- イ 離婚予定の方（資格審査時に離婚の成立が確認できる場合。）
- ウ 同居親族の結婚転出、遠隔地（おおむね2時間以上）への転勤又は就職により単身となる場合で、資格審査時にそのことが確認できること。

6 申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会する場合があります。

● JKK住宅入居者の要件（2人以上世帯）

申込日現在、次の1～7のすべてにあてはまる必要があります。

1 八王子市内に3か月以上居住していること

- (1) 申込者本人が八王子市内に3か月以上（令和5年12月16日以前から）居住する成年者で、そのことが住民票で証明できること。
- (2) 外国人については（1）のほかに、日本国に永住・定住することを認められた方、または日本国に1年以上（令和5年3月16日以前から）在留している方で、このことを住民票またはその他の書類等で証明できること。

2 下記の（1）～（3）のいずれかに該当すること

- (1) 高齢者世帯
申込者本人が60歳以上（昭和39年3月16日以前生まれ）の者であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること
 - ア 配偶者（内縁及び婚約者、パートナーを含む。）
 - イ おおむね60歳以上の者（申込期間内に57歳以上の者（昭和42年3月16日以前生まれの者））
 - ウ 18歳未満の者（平成18年2月17日以降生まれの者）
 - エ 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
 - オ 精神障害者保健福祉手帳1級～3級の交付を受けている者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された者を含む。）
※手帳の交付を受けてない方は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。
 - カ 知的障害でオの精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）
- (2) 障害者世帯
申込者本人または同居親族の1人が次のいずれかにあてはまること
 - ア 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
 - イ 精神障害者保健福祉手帳1級～3級の交付を受けている者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された者を含む。）
※手帳の交付を受けていない方は、障害の程度について公的機関の証明が必要となります。
 - ウ 知的障害でイの精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）
 - エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の者
- (3) 子育て世帯
平成17年4月2日以降に生まれた者がいる世帯であること

3 住宅に関わる支援給付を受給していない者であること

生活保護法に規定する住宅扶助、生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者住居確保給付金または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する住宅支援給付を受給していない者であること。

※生活困窮者住居確保給付金については、資格審査時の状況で判断します。

4 同居親族がいること

申込みのときに、一緒に住んでいる親族と申込むことが原則です。（外国人については、申込時点で在留資格があり、住民票またはその他の書類等で確認できること。）

(1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

ア 婚約者（入居手続きのときまでに入籍できること。）

イ 申込日現在、税法上の扶養関係にあること。

ウ 独立して生計を営む2親等内直系血族（申込者の父母、祖父母、子、孫）または2親等内直系姻族（配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者）であること。
ただし、入居しようとする世帯が17ページの高齢者世帯及び心身障害者世帯の場合は、3親等内の血族または姻族の範囲内とする。

(2) (1)のほか、次の方は申込みができます。

ア 内縁関係の場合、住民票の続柄の記載が「未届の夫（または妻）」となっており、戸籍上の配偶者がいないこと。

イ パートナーシップ関係の相手がいる方の場合、指定のパートナーシップ受理証明書等で確認でき、戸籍上の配偶者がいないこと。

(3) 次の例のような家族を分離しての申込みはできません。

ア 夫婦が別居する申込み。

イ 結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。

※ 申込み後は、申込者・同居親族の変更はできません。（出生、死亡の場合を除く。）

※ 離婚予定の方は、資格審査時に離婚の成立が確認できること。

※ 出産する予定の方（世帯）は、出生予定の子も家族数に含まれます。

5 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、19ページの所得基準表の家族数に応じた所得金額の範囲内であること。（19～23ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。）

6 住宅に困っていること

12ページ「5住宅に困っていること」に記載するいずれかに該当すること

7 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警察へ照会する場合があります。

○連帯保証人

各住宅の賃貸人との契約時に連帯保証人が必要となります。なお、契約で連帯保証人の代わりに家賃債務保証業者の利用が可能な場合もあります。

（「家賃債務保証」については18ページ参照）

《参考》

◇予定家賃等について

家賃補助対象住宅の入居者負担家賃は、市営住宅と同様に世帯の所得、住宅のある地域、住宅の広さ、建築年数によって決定します。（本来家賃と入居者負担家賃の差額は賃貸人へ補助金として交付します。）世帯の所得は毎年、3月にご提出いただく前年中の収入に関する書類により認定し、入居者負担家賃は2年毎（2年未満の契約の場合は契約更新毎）に見直します。なお、認定した所得が16ページの所得基準表の範囲を超えた場合には、補助は打ち切りとなり本来家賃を負担していただきます。

- 家賃
2ページをご覧ください。
- 家賃以外の入居者負担
住宅によって管理費や火災保険料等家賃以外に費用が必要な場合がありますので、2ページにてご確認ください。
- 駐車場
駐車場の空きの有無等は賃貸人に直接ご確認ください。

◇入居時期について

○ 今回の募集の入居時期は、令和6年5～6月の予定です。

スケジュール

- 資格審査 4月～5月
- 審査の合否 4月～5月
- 入居手続き 5月～6月
- 入居 5月～6月

※資格審査の状況により入居が令和6年7月以降になる場合があります。

◇11ページの2(1)ウ、16ページの4(1)ウについて

【高齢者世帯】

申込者本人が60歳以上（昭和39年3月16日以前生まれ）の者であり、同居親族全員が、次の1～6のいずれかにあてはまること。

- 1 配偶者（内縁および婚約者、パートナーを含む。）
- 2 おおむね60歳以上の者
- 3 18歳未満（平成18年2月17日以降生まれ）の者
- 4 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
- 5 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- 6 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者
（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された者を含む。）

【心身障害者世帯】

申込者本人または同居親族のうち1人が次の1～4のいずれかにあてはまること。

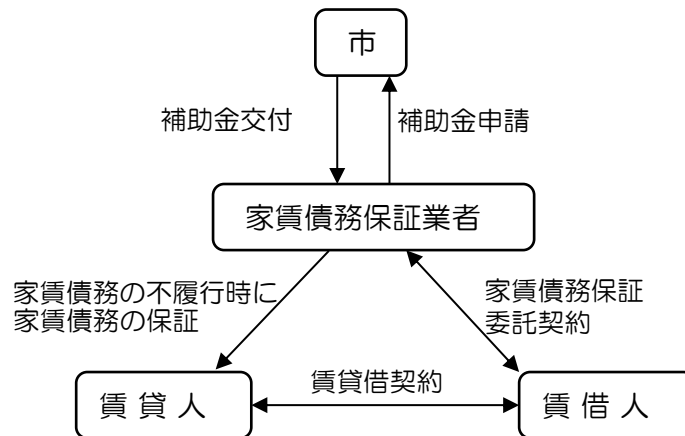
- 1 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
- 2 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者
（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された者を含む。）
- 4 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の者

●家賃債務保証料補助制度

家賃債務保証料補助制度は、家賃債務保証業者を利用する際に、入居時に限り保証料の補助を受けられる制度で、家賃債務保証業者へ交付されるものです。入居者の所得が19ページの所得基準表の範囲内であること等の要件があります。

本募集の家賃補助対象住宅の契約の際に、保証業者の利用を必要とする場合に利用可能ですので、詳しくは住宅政策課へお問い合わせください。

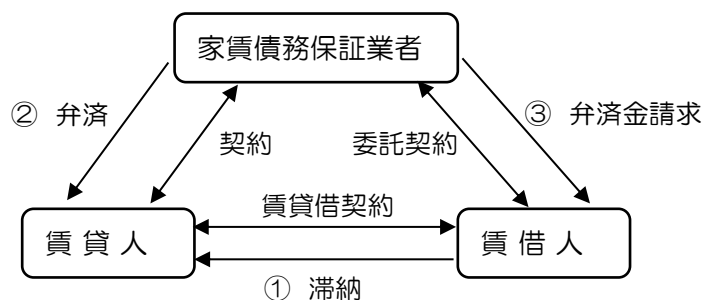
※JKK住宅に申込みの方へは、JKK東京より審査書類をお送りする際に保証会社についてご案内いたします。



家賃債務保証とは

入居希望者が賃貸住宅の契約を締結する場合に、家賃債務保証業者が賃借人の連帯保証人に近い役割を果たす制度です。賃借人が賃貸借契約の期間中に家賃等を滞納した場合に、保証業者が一定範囲内で立て替えます。

家賃債務保証の仕組みは一般的に、賃借人が保証業者に保証料を支払い債務保証を委託し、保証業者は、賃貸人と家賃債務を保証する契約を締結します。賃借人が家賃を滞納してしまった場合に保証業者が賃貸人に弁済し、その後保証業者が賃借人に弁済金を請求します。



●所得の算出方法

○所得基準表の見方

★所得としないもの

○次の収入は0円とし、所得となりません。

仕送り、増加恩給（これに併給される普通恩給を含む。）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。

○過去に収入があっても、申込日現在失業中の者は0円とします。

（ただし、人材派遣会社に登録されている者は、その登録が抹消されていることが必要です。）

○現在は収入があっても、申込日以降、次のアまたはイの理由により、令和6年5月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる者は、申込書に退職年月日を記入のうえ所得を0円とすることができます。（ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録を抹消された日が退職年月日となります。）

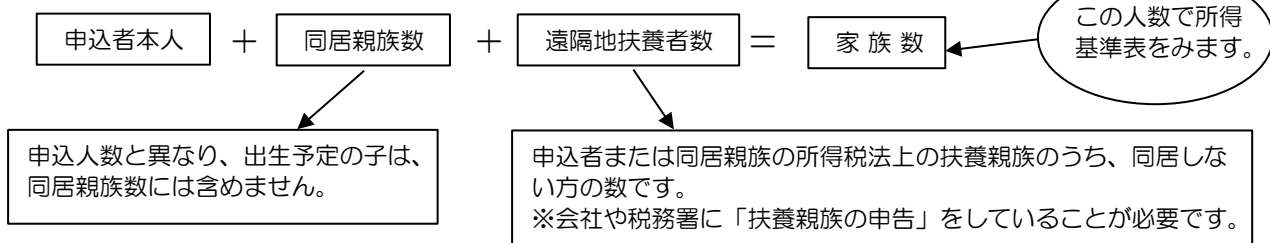
ア 申込日以降に結婚のため

イ 現在妊娠中で出産のため

1 所得基準表は家族全員の申込日現在の「所得金額の合計」でみます。

収入のある人の名前	(所得金額) - (23ページ2の特別控除金額)	- 23ページ1の特別控除金額	=	あなたの家族の所得金額★
	() - ()			
	() - ()			
合計				

2 所得基準表の家族数とは？



3 所得基準表（世帯の家族数、所得金額を下表にあてはめ、基準内を確認してください。）

家族数	所得金額★ [円]	家族数	所得金額★ [円]
1人	0 ~ 1,896,000	4人	0 ~ 3,036,000
2人	0 ~ 2,276,000	5人	0 ~ 3,416,000
3人	0 ~ 2,656,000	6人	0 ~ 3,796,000

◎ 家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

《困ったときは》

算出の仕方など、わからないことがありましたらお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

八王子市まちなみ整備部住宅政策課

電話 042-620-7260

FAX 042-626-3616

○給与所得の方(会社員・店員・パート・アルバイト等)

1 現在の勤め先へ就職した日が令和5年1月1日以前の方

《源泉徴収票をお持ちの方》

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

この金額を下表にあてはめて、所得に換算してください。
※給与所得控除後の金額とは、金額が異なります

支払を受ける者	住所又は居所	八王子市元本郷町3-24-1 〇〇ビル 〇号室		氏名	(受給者番号)
					(フリガナ) ハチオウジ タロウ
					(役職名) 八王子 太郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
給与・賞与	内 百万 千 円	百万 千 円	百万 千 円	内 百万 千 円	円
	2 3 8 6 9 9 8	1 5 8 8 8 0 0			

《源泉徴収票をお持ちでない方》

令和5年1月から令和5年12月までの税込支給額を合計し、申込書の「支払給与の総額」の欄に記入し、下表の計算式で年間総収入額を所得金額に換算します。

2 現在の勤め先へ就職した日が令和5年1月2日以降の方

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

次の(1)、(2)から該当するケースを選び、収入を計算します。

働いた月	税込支給額	賞与
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

(1) 就職した日が令和5年1月2日以降の方

就職した翌月から令和6年1月までの収入計を収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。

$$\frac{\text{収入計}}{\text{収入のあった月}} \times 12 + \text{賞与計} = \text{推定年収}$$

(2) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給与が支給されていない方

基本給・家族手当・住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。

$$\text{固定的給与} \times 12 = \text{推定年収}$$

※ 推定年収を算出後、下表にて所得金額に換算してください。

注) 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します。

※ 1,628,000～6,599,999円の方は、4,000円単位で端数整理します。

例 年間総収入額が2,386,998円の場合 $2,386,998 \div 4,000 = 596.7495$ 小数点以下切捨 $\Rightarrow 596 \times 4,000 = 2,384,000$ 円

年間総収入額	計算式	所得金額
650,999円まで		所得金額は0円
651,000円～1,618,999円	(年間総収入額) - 650,000円 =	(円)
1,619,000円～1,619,999円		969,000円
1,620,000円～1,621,999円		970,000円
1,622,000円～1,623,999円		972,000円
1,624,000円～1,627,999円		974,000円
1,628,000円～1,803,999円	(端数整理後の額) $\times 0.6$ =	(円)
1,804,000円～3,603,999円	(端数整理後の額) $\times 0.7$ - 180,000円 =	(円)
3,604,000円～6,599,999円	(端数整理後の額) $\times 0.8$ - 540,000円 =	(円)
6,600,000円～8,499,999円	(年間総収入額) $\times 0.9$ - 1,200,000円 =	(円)

※年収額が8,500,000円以上の場合は、住宅政策課までお問い合わせください。

○事業所得の方(自営業・外交員等)

1 現在の仕事を始めた日が令和5年1月1日以前の方

《確定申告をしている方》

令和5年分の所得税の確定申告書B

〔第一表〕

所得金額等	事業	営業等	①	1	4	8	8	8	0	0	
		農業	②								
		不動産	③								
		利子	④								
		配当	⑤								
		給与	区分	⑥							
	雑		公的年金等	⑦							
			業務	⑧							
			その他	⑨							
			⑦から⑨までの計	⑩							
			総合課税・一時 コ+[(サ+シ)×1/2]	⑪							
			合計 (①から⑥までの計+⑩+⑪)	⑫	1	4	8	8	8	0	0

この金額から⑪を差し引いた金額が所得金額となります。

※妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を20ページの下段の所得金額に換算してください。

〔第二表〕

○事業専従者に関する事項

事業従事者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
八王子 花美		妻	昭・大 平 40.4.16	12月	800,000 円
			昭・大 平		

《確定申告をしていない方》

令和5年1月から令和5年12月までの所得金額となります。

2 現在の仕事を始めた日が令和5年1月2日以降の方

現在の仕事を始めたときから月別の収入金額、必要経費、所得金額を記入してください。

現在の仕事を始めた翌月から令和6年1月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

所得金額計	× 12 =	推定所得金額
営業月数		

注) 病気等により、1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算をしてください。

○年金を受けている方

※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。

※令和5年1月から令和5年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

1 令和4年12月以前から年金を受けている方

「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」などで支払金額を確認してください。

※「支払い通知書」の場合は令和5年2月分から令和5年12月分の計6枚の金額を合計してください。

※支払金額が確認できたら、下表に従って所得金額に換算してください。

2 令和5年1月以降に年金を受け始めた方、または年金の支給額に変更があった方

「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで年金額を確認してください。

※支払金額が確認できたら、下表に従って所得金額に換算してください。

注) 複数年金をうけている方は支払金額を合算した後、下表にて所得金額に換算してください。
また、年金のほかに収入のある方は、それぞれ所得を計算し、合計した金額を申込書の年間所得金額欄に記入してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	計算式と所得金額	
		計算式	所得金額
65歳以上	1,200,000円まで		所得金額は 0円
	1,200,001円～3,299,999円	(年金額の合計) - 1,200,000円 =	()円
	3,300,000円～4,099,999円	(年金額の合計) × 0.75 - 375,000円 =	()円
65歳未満	700,000円まで		所得金額は 0円
	700,001円～1,299,999円	(年金額の合計) - 700,000円 =	()円
	1,300,000円～4,099,999円	(年金額の合計) × 0.75 - 375,000円 =	()円

※ 表中の65歳以上の方とは、昭和34年3月16日以前生まれの方

※ 表中の65歳未満の方とは、昭和34年3月17日以降生まれの方

○特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、1の場合は申込世帯の合計所得金額から、2の場合はその者の所得から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

1 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です。）

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
①老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	④の特別障害者控除を受ける方は③の障害者控除をあわせて受けることはできません。
②特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者は含みません。）で16歳以上23歳未満の方	
③障害者控除	1人につき 27万円	(1) 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 (2) 精神障害者保健福祉手帳2級・3級の交付を受けている方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) (3) 身体障害者手帳3級～6級の交付を受けている方 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 (5) 65歳以上の方で(1)・(3)と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
④特別障害者控除	1人につき 40万円	(1) 愛の手帳等1度・2度の交付を受けている方 (2) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) (3) 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 (5) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 (6) 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 (7) 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 (8) 65歳以上の方で(1)・(3)と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの（申込者・同居親族が対象です。）

※ただし、その方の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
①ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかではない方で、次の(1)～(3)にあてはまる申込者本人または同居親族の方 (1) 生計を一にする子がいること ※この場合の子は、年間所得金額48万円以下で、他の人の扶養親族等になっていない人に限ります。 (2) 年間所得金額が500万円以下であること (3) 事実上婚姻関係にあると認められる方がいないこと	
②寡婦控除	27万円	夫と離婚、死別後婚姻をしていない方または夫の生死が明らかではない方で、次の(1)～(4)にあてはまる申込者本人もしくは同居親族の方 (1) 扶養親族を有する方（夫と離婚した場合） (2) 年間所得金額が500万円以下であること (3) 事実上婚姻関係にあると認められる方がいないこと (4) ひとり親控除に該当しない方	

※ 表中の16歳以上23歳未満の方とは、平成13年2月17日～平成20年3月16日生まれの方

※ 表中の65歳以上の方とは、昭和34年3月16日以前生まれの方

※ 表中の70歳以上の方とは、昭和29年3月16日以前生まれの方

●優遇抽せん制度

○優遇抽せんについて

一世帯につき抽せん番号を2個とし、当せん率を一般世帯の2倍とすることにより、当せん確率を高くする制度です。

○優遇抽せん対象者

申込み用紙の優遇抽せん欄に○印を付けて申込むことにより、優遇抽せん対象者となります。優遇抽せんの対象となる世帯は以下の要件を満たす2人以上の世帯です。

【ひとり親世帯】

申込者本人が配偶者（内縁及び婚約者、パートナーを含む。）のない者であり、かつ同居親族が20歳未満（平成16年2月17日以降生まれ）の子だけであること

【高齢者世帯】

申込者本人が60歳以上（昭和39年3月16日以前生まれ）であり、同居親族全員が次の1～6のいずれかにあてはまること

- 1 配偶者（内縁及び婚約者、パートナー含む）
- 2 おおむね60歳以上の者（申込期間内に57歳以上の者（昭和42年3月16日以前生まれの者））
- 3 18歳未満（平成18年2月17日以降生まれ）の者
- 4 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
- 5 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- 6 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者
（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された者を含む。）

【心身障害者世帯】

申込者本人または同居親族のうち1人が次の1～4のいずれかにあてはまること

- 1 身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者
- 2 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている者
（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された者を含む。）
- 4 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の1款病以上の者

○その他

- ・ 申込用紙の優遇抽せん欄に○印を付けていない場合は、優遇抽せん対象者であっても一般世帯となります。
- ・ 優遇抽せん対象者として当せんされた方が、その後対象者でないことが判明した場合には、一般の申込資格があっても失格となります。

●資格審査時の必要書類について

当せんし、資格審査対象者となった場合、次の書類を提出していただくこととなります。書類の中には準備するのに時間がかかるものもございます。書類の提出期限がありますので当落がわかり次第、速やかに書類の手配をお願いいたします。

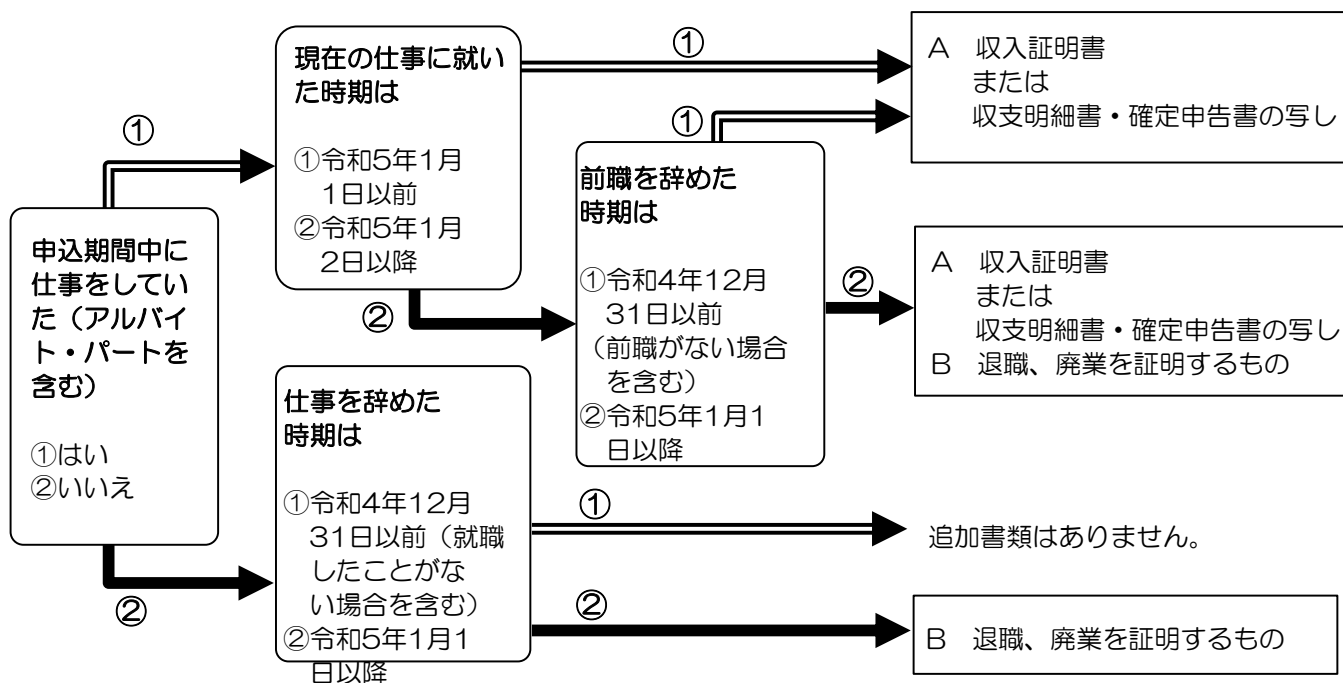
1. 共通書類等

- ア 現在の住まいが持ち家ではないことを証明する書類
- イ 宣誓書 兼 同意書
- ウ 在留カードまたは外国人登録証明書（外国人の方のみ）
- エ 戸籍謄本
- オ その他の書類（年金通知、障害者手帳など）

※JKK住宅へ申込みの方は世帯の状況によって、本ページに記載されている書類以外にも提出が必要になる場合がございます。詳しくは審査時にJKK東京よりご案内いたします。

2. 所得等を証明する書類

1の共通書類等に加えて、次のチャートに当てはまる書類を準備してください。



※「A」については収入の種類が給与の場合は「収入証明書」、給与以外の場合は「収支明細書」となります。

※これらの書類だけでは不十分な場合、追加書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

「●資格審査時の必要書類について」の「ア」～「オ」・「A」～「B」の説明

1. 共通書類等

- ア ① 賃貸住宅にお住まいの場合→ 賃貸借契約書
② 社宅・寮にお住まいの場合→ 会社発行の証明（在寮証明書など）
③ 都営・区市町村営住宅にお住まいの場合→ 使用許可書
④ 公共施設等にお住まいの場合→ 施設の居住証明
⑤ 親族の持家にお住まいの場合には以下の(ア)～(ウ)のいずれかの書類が必要となります。また、共有で所有している場合には、共有者名の記載が必要です。なお、所有者以外の方が書類を請求する場合には、委任状が必要となる場合がありますので各種取扱機関にお問い合わせください。
(ア) 土地・家屋の固定資産評価証明書…都税事務所（23区のみ）・市役所・町村役場発行
(イ) 土地・家屋の固定資産物件証明書…都税事務所（23区のみ）
(ウ) 土地・建物の登記簿謄本（登記事項証明書）…法務局（登記所）発行
⑥ 不動産を所有している場合→ 現に居住しているか否かを問わず、お電話ください。
⑦ 申込後に転居した場合には、新旧それぞれの住宅の書類が必要となります。
⑧ 申込時または現在別居中の場合には、それぞれの住宅の書類が必要となります。
- イ 「宣誓書 兼 同意書」を使用して入居する方全て（18歳以上のみ）の署名をしてください。（※書類は資格審査対象者となった方に送付します。）
- ウ 入居者全員の在留カードまたは外国人登録証明書が必要です。（市内居住年数等が確認出来ない場合、他の書類等で証明していただく場合があります。）
- エ 入居者全員が載っている戸籍謄本が必要です。（外国人を除く）
- オ 以下のそれぞれにつき該当する方については指定の書類をご持参ください。
① 年金・恩給を受給している方…年金・恩給の証書と、募集月直近の振込通知書（ハガキ）
② 心身に障害等のある方…身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、国立ハンセン病療養所等の長等の証明書
③ 申込期間中は収入があるが、申込日以降、結婚または出産の理由により所定の時期までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となる方…退職・廃業を証明する書類
④ 生活保護受給世帯…生活保護受給証明書（住宅扶助費を受給していないことの確認。）生活福祉地区第一課・第二課で請求してください。受給対象者の氏名、受給期間および扶助の種類の記載されているものがが必要です。

2. 所得等を証明する書類

- A ① 収入の種類が「給与」の場合
「収入証明書（給与所得の方）」を使用してお勤め先に作成してもらってください。学生のアルバイトやパートの方についても必要です。
② 収入の種類が「給与以外」の場合
「収支明細書（事業所得の方）」を使用してご自分でご記入ください。確定申告書の控えも必要ですが、市区町村への申告のみで足りる方については必要ありません。
（※書類は資格審査対象者となった方に送付します。作成に時間がかかるので事前に欲しい場合は住宅政策課までお問い合わせください。）
- B ① 会社の社員、アルバイト、パートであった場合→ 退職会社発行の退職証明書（書式は自由）
② 自営業の場合→ 廃業届など
③ 離職票や雇用保険受給資格者証がある場合には①または②は必要ありません。

● 申込書の記入例(太線内を書いてください。裏面も記入してください。)

例 本人一会社員、妻一無職、子(未就学児1人) の場合

第5号様式(第10条関係)

令和 6 年 3 月 1 日

家賃低廉化補助対象住戸入居申込書

八王子市長 殿

申込者 **八王子 一郎**

私は、下記の補助対象住戸に入居したいので申し込みます。
 なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、入居者の決定を取り消されても異議ないことを誓約します。
 決定の上は、申込者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会することについて同意します。
 また、下記の情報を賃貸人に提供することについて同意します。

記

申込住戸番号	1		抽せん番号	
申込者	郵便番号	192 - 0051	電話番号	○△□ - ○□○△
	住所	八王子市元本郷町3丁目24番1号 元本郷ビル 501 号室		
	ふりがな	はちおうじ いちろう	生年月日	明・大 45年 11月 12日 昭・平 (年齢 53 歳)
	氏名	八王子 一郎		
世帯	入居しようとする人数	3 人	市内居住期間	14 年 6 か月

入居しようとする世帯(親族)の構成						
氏名	続柄	生年月日 (年齢)	職業	年収額		現在働いている勤務先又は事業所の名称及び就職日又は開業日
				支払い給与の総額	所得	
申込者	本人		会社員	2,304,282 円	1,432,800 円	名称 ●●●株式会社 電話○○-○○○○ H26年4月1日
はちおうじ 八王子 花子	妻	明・大・昭・平・令 45年4月24日 (53 歳)	無職	0 円	0 円	名称 電話 年 月 日
はちおうじ 八王子 太郎	子	明・大・昭・平・令 23年5月20日 (12 歳)	小学生	0 円	0 円	名称 電話 年 月 日
		明・大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話 年 月 日
		明・大・昭・平・令 年 月 日 (歳)		円	円	名称 電話 年 月 日
計 3 人				特別控除金額	△ 円	(特別控除対象者及び種類)
				差引所得金額	1,432,800 円	
入居しないが申込者又は同居親族の所得税上の扶養親族数(遠隔地扶養)						人
出生する予定の子						人
※希望の住宅に落せんまたは補欠となった場合、応募者がなかった他の住宅のあっせんを希望する。(希望する、希望しない)						

19~23ページの算出が困難な方は、概算でも構いません。

どちらかに○をしてください。
 希望する場合は、応募者がない住宅があった場合に住宅のあっせんを受けられることがあります。

《参考》住まい探しにお困りの方へ（その1）

○八王子市居住支援協議会の取組

八王子市居住支援協議会とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人等、住宅の確保に特に配慮を要する方）の民間賃貸住宅への入居を支援する取組を行う団体です。不動産関係団体、居住支援団体、地方公共団体が連携し、住宅確保要配慮者と賃貸人の双方に情報提供等の支援を行っています。

住まい探しのサポート

八王子市居住支援協議会では、民間賃貸住宅の住まい探しにお困りの方の入居相談に応じる「居住支援協力店」を登録・公開しています。お気軽にご利用ください。

居住支援協力店（50音順）

（令和5年11月末日時点）

50音	商号及び名称	所在地（八王子市）	電話番号	ホームページURL
ア	株式会社 アセットメイク	明神町2-23-8	042-682-1277	http://www.assetmake.co.jp/chintai/
	アクティリビング株式会社	大塚501番地ナカジビル1階	042-682-3577	http://aktyliving.com
	株式会社EARLY HOMES	小門町6-10KKビルB102	042-620-4920	http://earlyhomes.jp/
	株式会社 RT	横川町538-15	042-649-5748	https://el-home.jp/
	アクセル株式会社	子安町3-2-3	042-621-5625	http://www.axelhome.com
	アバマンショップ西八王子店/ 株式会社エスエストラスト	散田町3-1-1 登志ビル1階	042-669-4733	http://www.ss-trust.co.jp/
	アバマンショップ八王子駅前店/ 株式会社エスエストラスト	横山町3-12 SOUKI.BLDG2-1F	042-646-3378	http://www.ss-trust.co.jp/
	アバマンショップ八王子駅南口店/ 株式会社エスエストラスト	子安町4-10-12 たしるビル1階	042-620-7780	http://www.ss-trust.co.jp/
	アバマンショップめじろ台店/ 株式会社エスエストラスト	めじろ台1-9-1	042-665-2100	http://www.ss-trust.co.jp/
カ	楽府 株式会社	明神町3-2-1ユアークス302号室	042-656-7414	https://gafu.asia/
ク	株式会社 グッドルーム	旭町6-5PAXビルⅡ3F	042-655-3151	https://www.good-room-hachioiji.com/
	株式会社 GLOBAL KOEI	旭町11-5 CP-6ビル1階	042-656-8621	http://www.c21-globalkoei.com
	グロブナー建物管理 株式会社	宮下町591-1 ハイムリバーワン 1階	042-659-3305	http://www.athome.co.jp/ahto/gurobuner.html
コ	晃榮産業 株式会社	日吉町11-20コーエイビル1階	042-626-0489	https://koeisangyo.com/
サ	株式会社 サン住販	横川町180-150小宮山ビル1階103号	042-686-2640	http://www.San-jyuhan.co.jp
シ	昭和建設 株式会社	横川町34-1	042-621-0667	http://www.showakensetsu.com
	株式会社 ショーエイ	東町1-10グランデハイツ八王子404号	042-646-4422	http://www.butu-syoei.co.jp/homepage/
	有限会社 眞菱不動産	中野上町5-1-11	042-624-5884	—
	株式会社 住宅工営	旭町11-5 CP-6ビル2階	042-656-8288	http://www.jutaku-kouei.jp/
タ	宝田不動産有限会社	石川町2955番地16	042-646-1822	http://www.e-takarada.jp/
	株式会社 谷口ハウジング西八王子駅前店	千人町2-4-6	042-673-3776	http://www.taniguchijitugyo.jp
チ	株式会社 TRシステム	丹木町1-337	042-691-7110	http://www.trsystem.com/
ト	有限会社 トーシンホーム	散田町3-7-3	042-665-0903	http://www.toshinhome.jp/
ニ	株式会社 日住	元本郷町2-16-6	042-627-0210	—
ハ	有限会社 春企画	子安町4-27-10	042-627-3381	http://www.haru-kikaku.co.jp
ヘ	有限会社 ペンギン企画	子安町1-9-10岩崎ビル1階	090-3516-4093	—
ホ	豊徳開発 株式会社	台町4-48-3	042-661-1161	http://www.hohtoku.co.jp
マ	株式会社 マスターズ・コンサルティング	大和田町2-13-2	042-645-8287	http://www.masters-c.jp
ミ	有限会社 ミキハウジング	千人町3-2-3	042-667-8945	http://www.miki-housing.net
	株式会社 みつみつコーポレーション	旭町15-18丸信マンション103号	042-649-5860	http://3232co.com/
メ	有限会社 明晃ハウジング	散田町4-15-7	042-663-2227	http://www.meiko-h.co.jp/
モ	モリミヤ不動産 株式会社	元八王子町3-2237	042-673-6878	http://morimiya-est.com/
ラ	株式会社 ランドイースト	左入町404-3 ポストセレーノ1階	042-692-3336	http://www.land-east.co.jp

住宅だけでなく家賃債務保証制度や見守りなどの入居支援についてもご紹介します。

八王子市居住支援協議会事務局

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

（八王子市役所住宅政策課内）

TEL：620-7385 FAX：626-3616

《関連情報》

●住まい探しにお困りの方へ(その2)

○家賃補助対象住宅の随時募集について

一度募集したが入居者が決定せず、空いている家賃補助対象住宅の随時募集（先着順）を行っています。詳細は下記の二次元コードまたは市ホームページ内で「家賃補助 随時募集」と検索していただくか、住宅政策課までお気軽にお問い合わせ下さい。

キーワードで検索する ▶

家賃補助 随時募集

検索



市ホームページ

八王子市役所住宅政策課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-620-7385

FAX 042-626-3616

●住まい探しにお困りの方へ(その3)

○都営住宅の募集について

住宅に困っている方に対して、低額な家賃でお貸しする住宅です。従来の定期募集と合わせて、毎月募集や随時募集も行っております。詳細は下記の二次元コードからご確認ください。



東京都住宅供給公社のホームページ
(市のページではありません。)

八王子市役所住宅政策課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-620-7385

FAX 042-626-3616

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

電話 03-3498-8894

FAX 03-3409-4527

●生活に困窮している方へ

○ひとりで悩まずにまずはご相談ください

八王子市の相談支援員と一緒に考え、自立に向けたサポートを行います。

八王子市に在住している方で、生活に困窮している方は、どなたでも相談できます。

八王子市役所生活自立支援課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-620-7462

FAX 042-627-5956

ひとり親家庭支援情報メールマガジン
「はち☆エール」好評配信中！

ひとり親家庭の方に役立つ制度やセミナー・イベントなどの支援情報、
ためになるコラムなどを毎月1日に配信しています。ぜひ、お気軽にご
登録ください。

ひとり親支援制度詳細
パソコン講習会の案内
八王子市内開催イベント
など最新情報を掲載！



スマホ・ケータイからアクセスして
簡単登録！



<https://service.sugumail.com/icho/member/>

八王子市役所子育て支援課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-620-7300

FAX 042-621-2711



【問い合わせ先】

八王子市まちなみ整備部住宅政策課

電話 042-620-7385

FAX 042-626-3616